

くらしの法律救急箱



第87回 離婚のギモン②

Q1 個人事業の事業用財産は財産分与の対象になるのでしょうか。

A1 財産分与は、夫婦が共同生活を送る中で築いた財産を、離婚に際して公平に分配する制度です。そのため、まずは、その財産を夫婦が協力して築いたかどうかという観点で検討することになります。例えば、夫婦が婚姻後に二人で事業を始め、その後も二人とも事業に携わっていたとすれば、平等に分配すべきこととなるでしょう。

他方、例えば夫のみが事業に携わっている場合、事業用の財産も夫の個人名義となりますが、それが事業用の財産として区別して管理されていたかが重視されるようです。事業収入と家計が一体化している場合と、毎月事業の報酬が支払われ、そこから生活費が賄われている場合とでは、結論が異なる可能性があるということです。

また、財産分与は、原則として、婚姻時から別居時までに取得した財産を分配するものですから、婚姻前に形成された財産が含まれている場合は、その部分に

ついて財産分与の対象外として考えます。

なお、夫婦は本来対等であり、家事労働も適正に評価されるべきとの考え方から、清算の割合は原則として2分の1とされています。もともと、配偶者の一方に、特別の努力や能力・資格があつて、それにより財産が築かれたような場合は、夫婦間の協議や裁判所の判断によって、割合が修正されることもあります。

Q2 有責配偶者からの離婚請求は認められるのでしょうか。

A2 有責配偶者とは、夫婦間の離婚原因を作り出した者を指し、例えば、不貞行為を行った夫は妻に離婚を求めることができないといわれてきました。しかし、夫婦のあり方も時代の流れの中で変化しており、夫婦の別居が双方の年齢・同居期間と対比して相当の長期間に及び、夫婦間に未成年の子がなく、離婚請求を受けた側（夫が有責配偶者であれば妻）が離婚により精神的・社会的・経済的に極めて苛酷な状態におかれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情が存在しないといった要素を



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。
2006年、小島法律事務所開設。

考慮の上、婚姻関係の破綻が認められれば、有責配偶者からの離婚請求も認められる傾向にあります。

Q3

勝手に出て行った配偶者に婚姻費用を支払わなければならぬのですか。

A3

婚姻費用とは、夫婦や子の生活費などの婚姻生活を維持するために必要な一切の費用のことであり、民法では、これを夫婦が分担すべきことが定められています。

話し合いもないうまま、突然、妻が子どもを連れて実家に帰ってしまったような場合も、婚姻費用の支払義務はあると考えられています。もっとも、有責配偶者から婚姻費用の支払を求められている場合は、有責配偶者本人の分は権利濫用となり、現実に監護養育している子どもの分に限って請求できるとするのが一般的な考え方です。

Q4

夫(父)は親権者となれないのでしょうか。

A4

夫婦が離婚する際に未成年の子がいる場合は、どちらか一方を親権者と定める必要があります(単独親権)。夫婦のいずれも親権者となることを希望する場合は、最終的には裁判所が親権者を定めることとなります。その場合、それまで夫婦のどちらが監護してきたか(監護実績)、監護能力、経済力、居住環境、教育環境、愛情、監護補助者の有無、子の年齢・性別・発育状況、子の気持ちなど様々な点が考慮されますが、その中でも、監護実績は重視されます。

子が乳児の場合などは、母が主たる監護者となっていることが多く、母が親権者として指定されることが多いという実態は否定できませんが、例えば、夫婦の別居後、夫(父)が子を育ててきており、その監護状況に問題がないといった場合、あえて養育者を妻(母)に変更する必要性があるかという視点でも検討されることとなりますから、夫(父)が親権者として指定される可能性はあります。

なお、世界的に見ると単独親権を採用する国は多くはなく、我が国でも、離婚後も父母双方に子の親権を認める「共同親権」の導入に向けた検討が始まっています。